

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第82回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年11月29日（火）14：00～14：28

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、藤井信書便事業課長

事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可

【諮問第1231・1232号】

開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第82回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のつてから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」については非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項2件でございます。諮問第1231号・1232号「特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤井信書便事業課長 総務省信書便事業課長の藤井でございます。この7月に着任をいたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、ただいま御紹介をいただきました諮問第1231号の特定信書便事業の許可、第1232号の信書便管理規程の設定及び変更の認可の2件について御説明させていただきます。これらの許認可の可否について、皆様に御審議いただきたいと考えております。

まず初めに、諮問第1231号、特定信書便事業の許可について、資料82-1を御覧ください。この資料の1ページ目が諮問書でございます。

本件は、特定信書便事業への新規参入希望者は今回1者ございまして、その事業の許可申請について審査いたしました結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる許可の基準に適合し、かつ、欠格事由に該当しないと認められることから、許可することといたしたく、諮問させていただくものでございます。

今回の許可申請の概要について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

資料の2ページ目、横の資料になりますけれども、別紙1の特定信書便事業の許可申請の概要について御覧ください。

さらにおめぐりいただきまして、3ページ目でございますけれども、今回、新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者とその提供サービスの概要について書かせていただいております。

今回の申請者ですけれども、東京都練馬区に本社があります武蔵関運輸株式会社でございます。この表の左から3列目に記載しておりますのが現在営んでいる事業ですけれども、貨物運送業を営んでいる事業者でございます。この表の右の半分が、今回これからやろうとしている提供サービス及び提供区域の概要になります。

前提といたしまして、これはもう御案内のことと思いますけれども、この特定信書便事業におきまして提供できる役務といたしましては、信書便法第2条第7項の第1号から第3号に規定がございます。1号役務が、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務、また、今回は申請ございませんけれども、2号役務が、信書便物が差し出されたときから3時間以内に送達する役務、3号役務が、料金が800円を超える高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

この表では、提供サービスといたしまして、申請者が提供を予定している役務について丸印をつけております。今回のこの武蔵関運輸株式会社は、1号役務を提供する予定となっております。

申請者の事業の概要については以上でございますけれども、この後御審議いただくに当たりまして重要となるポイントがございますので、引き続き御説明させていただきます。

この信書便法におきましては、許可の基準というの大きく3つございまして、信書便法第31条に定めております。1点目は、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることを求めているものでございまして、これを判断するために、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。この資料の3ページの下にありますのが、役務ごとにまとめた引受け及び配達の方法となっているものでございます。

続きまして、2点目の許可の基準ですけれども、その事業の遂行上適切な計画を有しているかどうかを見る必要がございます。特に重要な視点といたしまして、事業収支見積りがございまして、審査に当たりましては、開業当初の事業年度、それから翌事業年度の2か年分の事業収支見積書を提出いただくこととなっております。この事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることが審査基準の一つとなっております。

資料の4ページ目を御覧ください。まず、上に、その1といたしまして収入の部がございまして、この表の右端が見込み収入となっております。これは、申請者におきまして、既存の顧客に対するヒアリングで、利用の見込み通数、あとサービス単価といったものを考慮して算出したものでございます。

この事業見込み収入を踏まえまして、真ん中の表にお移りいただきますが、事業収支見積りとしまして、事業開始年度及び翌年度の2か年分を提出いただくこととなっております。その中で、この収支と利益をまとめているものでございます。

先ほどその上の表で御説明しました信書便事業見込み収入は、申請者の事業開始の翌年度、すなわちフルで1年間事業を行う2年目の収入と金額は一致しているものでございます。

その右側が信書便事業支出の欄となっております。これは申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは貨物運送業も行っておりますので、そういった事業との収入比などの案分によって、この支出額を算出しているものでございます。

この事業収入から事業支出を差し引いた信書便事業としての営業利益が表の右から2列目に書いておりますけれども、初年度、翌年度共に事業単独で黒字になるという推計となっております。そのため、事業収支には特段の問題はなく、妥当なもの判断さ

せていただいているところでございます。

続きまして、許可基準の3点目でございますけれども、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであるかどうかでございます。これを判断するに当たりまして資金計画を審査する必要がございます、それをまとめたものが、この下、項番の4番目でございます。純資産の額ですとか事業開始に要する資金をまとめているものでございます。

事業開始に要する資金は、具体的には人件費の2か月分、あと、建物や賃借料の1年分などを合計した金額となっております。実際にこれらを見させていただきました結果、直近の決算年度におきましても、この事業者は債務超過の状況ではございませんので、事業の開始に当たって必要な資金などにつきましては、全額、自己資金による調達が可能となっているところでございます。

以上が申請者からの許可申請の概要となっております。

これを受けまして、総務省としての審査結果をまとめたものといいますのが、次の5ページ目、6ページ目にまとめているものでございます。1番から3番までの項番が信書便法第31条の各号に定めております特定信書便事業の許可の基準でございまして、これに基づいて審査を行っているものでございます。

まず初め、項番の1番の、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることですが、審査基準といたしまして、信書便物の秘密を保護するために引受け、配達の方法が明確に記載されていること、それから、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引受け、配達することなどを適切に行うこととしているかどうかを審査することとなっております。これにつきましては、申請者が事業計画、信書便管理規程などにおきまして、引受け、配達の方法を明確に記載している、信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことで、信書便物の秘密を保護するために適切であると判断をしているところでございます。

続きまして、項番の2番目でございますけれども、その事業の遂行上適切な計画を有するものであることですが、事業収支見積りにつきましては、対象年度2年間を、先ほど算出方法につきましても御説明させていただきましたけれども、適正かつ明確に算出されているものと判断をしているところでございます。

また、役務の内容が法に適合しているかどうかにつきましては、これも事業計画などによりまして、1号役務につきましては、取扱いサイズが73センチを超えるもの、あるいは4キロを超えるものとなっております、この法の規定に適合していることを確認しているものでございます。

以上を踏まえまして、この申請者は事業遂行上適切な計画を有しているので、妥当なものと考えているところでございます。

続きまして、資料の6ページ目を御覧ください。項番の3番、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであることですが、こちら要件が2つございます。1つ目は、先ほど御説明いたしました資金計画でございますが、こちらにつきましては、特段問題がないものと考えているところでございます。

2つ目は行政庁の許可でございますけれども、この申請者は貨物運送業も営んでおりますけれども、こちらの法制上必要となる許可は既に取得をしております。具体的に言

いますと、一般貨物自動車運送事業の場合は国土交通大臣の許可が必要ですが、それらの手続は既に済んでいることは確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、この申請者は、事業を適確に遂行するに足る能力を有していると判断しているところでございます。

また最後、欠格事由でございますが、信書便法第8条でございますけれども、こちらに該当しないことも確認をしております。この欠格事由につきましては、1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わって2年を経過しない者ですとか、あと、信書便事業の許可の取消しを受けて、取消しの日から2年を経過しない者、法人の場合ですと、役員でこれらに該当する者があることとなりますけれども、いずれも該当はしていないことは確認しているところでございます。

以上をまとめまして、この信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められたことから、この申請者に対しては、特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えているところでございます。

引き続きまして、資料82-2を御覧ください。諮問第1232号、信書便管理規程の設定及び変更の認可について御説明させていただきます。

この信書便法第34条で準用いたします信書便法第22条第1項の規定におきまして、特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務に関する事項につきましては信書便管理規程というものを定めまして、総務大臣の認可を受けなければならないということになっております。また、この信書便管理規程を変更する場合も、同じく総務大臣の認可が必要ということになっております。

最初、1ページ目の諮問書でございますけれども、先ほど御説明いたしました特定信書便事業の許可申請者であります武蔵関運輸株式会社につきまして、信書便管理規程の総務大臣の認可が必要であるため、併せて認可したく御審議いただくというものが一つ、あと、過去に既に認可を受けております株式会社メトロセルビスの信書便管理規程の変更についても認可したく、併せて御審議いただくものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2ページ目、別紙1になりますけれども、信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。こちらは信書便法施行規則第31条の第2項におきまして、信書便管理規程に記載すべき事項というのが定められておまして、その事項ごとに規定内容を5つ列挙したものでございます。すなわち、信書便物の取扱いについての責任者である信書便管理者の選任や職務、あと、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、あと、事故発生時などの措置、教育及び訓練、こういったものについて定められているというものでございます。

この信書便管理規程につきましては、あらかじめ総務省におきまして記載例というものを公表しておまして、今回、この武蔵関運輸株式会社から申請いただいた内容を確認したところ、この記載例に沿って、過不足ない記載内容となっていることを確認しております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。こちらは信書便管理規程の変更の認可申請の概要でございますけれども、株式会社メトロセルビスからは、具体的に2点ございます。まず初め、信書便管理者の選任のところで、これまで同社では管理センター所長を信書便管理者として選任していたのですが、社内の組織変更に伴いまして、この

ポストがなくなることもございまして、今回、職務権限を有する課長、担当課長または課長代理の者の中から選任することで規程を変更したいとのことです。

2つ目でございますけれども、2の(8)顧客情報の管理のところですが、これは平成29年5月と令和4年4月に個人情報保護法と信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正がございまして、その規定に合わせた変更を、今回、その他の規定の変更に合わせて行うものでございます。

以上が認可申請の概要でございまして、5ページ目以降が審査結果の概要でございます。

まず、今回の新規の申請者の信書便管理規程につきましては、総務省が公表している信書便管理規程の記載例に沿って設定されていることを確認しておりまして、全ての項目を満たした内容となっておりますので、適否のところは「適」としているところでございます。

続きまして、6ページ目でございますけれども、変更の認可申請の審査結果の概要でございます。こちらにつきましても、変更部分について同様に適切に定められていることを確認しているところでございます。

今回の諮問事項につきましては以上でございますけれども、最後に、参考資料を2つほどつけさせていただきます。信書便事業への参入状況をまとめたものでございまして、今回御審議いただきまして、この1社の事業許可、認可が適当とされた場合の参入状況といたしましては、全国で特定信書便事業者は581者となる予定でございます。

その次の参考2のところは、本社所在地別の特定信書便事業者の参入状況を確認しているところでございます。今回の武蔵関運輸株式会社、あと株式会社メトロサービスはいずれも東京都内に本社を設ける事業者となっておりますところでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。特にございませんでしょうか。

では、異委員お願いいたします。

○異委員 異でございます。信書便管理規程の変更の件に関して、個人情報保護に関するガイドラインの改正を踏まえた顧客情報管理の規定の変更があったとのことですが、概要としてどのような変更であったか教えていただけると幸いです。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。では、総務省からお願いしてよろしいでしょうか。

○藤井信書便事業課長 お答えいたします。今回のこのメトロサービスの個人情報保護ガイドラインの改正を踏まえた規定内容の変更ですが、もともとこのメトロサービスが特定信書便事業の許可を受けたのは平成21年でございまして、このときに信書便管理規程の認可も同じく受けているところでございますけれども、その後、先ほど御紹介いたしましたように、個人情報保護法の改正、施行、あとは信書便事業分野のガイ

ドラインの改正が行われまして、信書便管理規程の記載例、ひな形におけます顧客情報の取扱いに関する部分につきまして、いろいろその文言の修正ですとか追加ですとか、あとひな形とそのガイドラインの重複部分の削除とかこういったような変更を行いましたので、それを今回の信書便管理規程の変更申請に併せて、これを現行化したいということで、併せてこのメトロサービスの申請を出してきたものでございます。

○異委員 ありがとうございます。総務省の用意したひな形が変わったので、それに合わせたということよろしいですか。

○藤井信書便事業課長 そのとおりでございます。

○異委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。資料、別紙3ページ目の事業の許可申請のまとめた表のところで1点だけ質問があります。諮問結果については同意した上での質問です。

「申請者及び提供サービスの概要」の中の「提供サービス事業」では、1号役務、つまり、「既存顧客の当社及び支社を巡回する役務を見込んでいる」に○がつけてある一方で、次の項目である「引受け及び配達の方法」では、「定期集配先で引受け」と「巡回先で引受け」の双方に該当すると記載してあります。これは巡回する役務の中に定期集配先で引受けが入っているとのことなのか、それとも、この巡回先で引受けと定期集配先で引受けが常にペアで丸がつくものなのか、そこをちょっとお伺いしたいと思いました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、総務省からお願いいたします。

○藤井信書便事業課長 ありがとうございます。回答いたしますと、今回のこの事業者につきましては、巡回先の中に定期集配先が入っていることになっておりますので、どちらも入っているのですけれども、常にこれがペアになるわけではございません。そこは事業者によってケース・バイ・ケースで異なりますけれども、今回はこの申請者に対してはそういう形になっているものでございます。

○実積委員 分かりました。ありがとうございました。

先ほどの異委員の御質問に関連して、もう1問だけよろしいですか。ひな形が、個人情報保護法が新しくなったので変わったとのことですが、そうすると個人情報保護法に対応する規定の見直しは、今後、当審議会にどんどん出てくる予定になるのですか。それとも、何かそこは一括で変えることになるのですか。なぜかという、法律に基づいてひな形を変えることは、昔のひな形が法律上、あまり適合がよろしくないことかなと思ったのですが、そこをちょっと御説明いただければと思いました。

○藤井信書便事業課長 御質問ありがとうございます。信書便管理規程のひな形の変更につきましてですけれども、平成29年5月30日以降に設定する規程につきましては、この新しいひな形に準拠することになっているのですけれども、それ以前に設定したものにしましては、その記載内容が直ちにその新しいガイドラインに反するものではございませんので、早急な変更手続はこちらとしても求めておりませんので、例えば今回、メトロサービスのように、ほかの部分について変更が必要なときに、併せて変更認可の申請を出していただければよいとさせていただいているところでございます。

○実積委員 そうすると確認ですけれども、古いひな形に従ったとしても、個人情報保護法の観点で問題になることはないとの理解でよろしいということですね。

○藤井信書便事業課長 はい。問題はございません。

○実積委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○異委員 すみません。今の点ですが、信書便管理規定の規定内容がどうであるにせよ、事業者は信書便法、個人情報保護法等の関係法令に従って個人情報を取り扱うことが求められますので、古い信書便管理規定を残していること自体が直ちに違法にはならないということかと思えます。

とはいえ、実積委員がおっしゃることはごもっともで、古い管理規程のまま活動していると、とくに顧客からは疑念も出かねないところではありますので、私としては可及的速やかに全ての会社が管理規程を見直していただくのが良いのではないかと思います。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。この件に関してはよろしいでしょうか。

○藤井信書便事業課長 総務省ですが、特段何か追加するコメントはございません。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、そのほか御意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。

ほかには御意見ございませんようでしたら、諮問第1231号・1232号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から、全体通しまして何かございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局(福田) 事務局でございます。次回の郵政行政分科会につきましては、また別途御連絡を差し上げたいと思いますので、皆様方、よろしく願いいたします。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会